

深川市農業委員会総会議事録
(第 1 0 回)

令和5年1月27日

開 会 1 6 時 0 0 分

閉 会 1 7 時 0 0 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏		○
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志		○
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美		○
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第10回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和5年1月27日（金）16時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外23名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記 | 成田主事補 |

宮谷局長

開会宣言（16時00分）

只今から、令和4年度第10回深川市農業委員会総会を開催します。本日、金谷委員、大川委員、伊藤委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

年を明けまして一回目の農業委員会の総会であります。本年もよろしくお願いたします。21日から新しい市長の任期が始まりまして、23日の月曜日に市長就任式が行われました。3月議会の新年度予算の審議からは、新しい市長のもと行われますので、我々の予算にどう影響がでるのかはこれからだと思うので注視していければと思います。

さて、令和5年4月から農業経営基盤強化促進法の一部が改正されて、中間管理機構を通じた賃貸借、売買という風になりますが、今すぐやり方を変えるという話ではありません。これから制度改正に対応するため、目標地図を作成する等、色々としなないといけないことが出てきて、農業委員会は忙しくなることが想定され、また農政課等の他機関との連携も多く出てくるので、大変な1年になると思われませんが、よろしくお願いたします。

それから畑地化の関係で農業委員会としてどういう風に対応するのかという質問が寄せられますが、始まってみないとわからない部分が多いため、すぐに対応するのは難しいと思いますけど、畑地化にしたいという人の様子を見ながら、各地区の委員同士で協議をしてもらって、今後の対応を決めてもらえればと思いますので、何かありましたらご意見等を頂ければと思いますのでよろしくお願いたします。それでは新年1回目の総会になりますので、本日はよろしくお願いたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。9番 安居委員、10番 松浦委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告します。

宮谷局長

12月23日の総会以降、本日総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を中川委員長代理から報告願います。

中川委員長代理

（資料に基づき説明）

菊入会長

ここで総会を暫時休憩します。
深川市農業委員協議会に入ります。

菊入会長	(協議会16:10から16:31まで) 深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	(2) 農政特別委員会開催結果報告を安村委員長から報告願います。
安村委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。
菊入会長	(協議会16:33から16:43まで) 深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので農政特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。
後藤次長	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は26件で、番号1番は、売買と賃貸借に係るあっせん申し出、番号2番から15番、18番から26番が売買に係るあっせん申し出、番号16番、17番が賃貸借に係るあっせん申し出です。このうち、番号15番は、内番で賃貸中の農地と併せて売買することになったため、賃貸していない内番のあっせん申し出があったものです。申出年月日と指名年月日は、番号1番から17番が令和5年1月4日、番号18番以降が令和5年1月16日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。

	説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
佐藤主任	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。今月は7件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2-(1)-キの「同一の地番・面積について、1カ年以内に前回発給と同一地目の願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「雑種地」として交付しております。番号2番から7番は、農業委員会内規2-(1)-クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により番号2番、4番、6番、7番は「畑」として、番号3番・5番は「田」として交付しております。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、日程第5、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。
後藤次長	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は9件で、番号1番、2番、6番、7番は、貸主が売買するための解約、番号3番から5番は、借主の経営縮小による解約、番号8番は、借主が経営合理化のため経営を法人に変更したことに伴う解約、番号9番は、貸主が経営を拡大するため解約するものです。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明がありましたが、ここで本議案中の番号7番で 荒井 優 委員の議事参与を制限します。 それでは質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。
成田主事補	ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は

	<p>1 件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、財務省が所有している農地を隣接する農地を耕作している方に売り払うものです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
成田主事補	<p>ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は8件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この8件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る 農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は50件で、番号1番から19番までが売買の案件、20番から50番までが賃貸借の案件です。番号1番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号2番は、出し手が高齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA 資金です。番号3番から5番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号3番、4番が自己資金で、番号5番がL 資金です。番号6番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号7番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL 資金です。番号8番から10番は、出し手の残地を受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号11番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号12番は、出し手が労働力不足に</p>

より経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は JA 資金です。番号13番は、合意解約により返還された農地及び、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号14番は、出し手の残地を受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号15番は合意解約により返還された農地及び、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号16番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号17番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号18番、19番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買入れです。出し手の理由としては、番号18番が、出し手が耕作不能のため、番号19番が、出し手が労働力不足により経営移譲するためです。これら買入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号20番以降は、賃貸借の案件です。番号20番、21番、23番は、出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号20番が5年間、21番、23番が10年間です。番号22番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸付けるもので、期間は10年間です。番号24番、26番は、出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも10年間です。番号25番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸付けるもので、期間は10年間です。番号27番から49番は、再設定の案件です。これらの再設定につきましては、賃貸借期間等は議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。番号50番は、農地売買等事業の事業参加者の変更で、期間は残期間1年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。

説明は以上です。

菊入会長

説明がありましたが、ここで本議案中の番号10番で 荒井 優 委員、11番で 宮武 委員、22番、24番で 清水 義博 委員、38番で廣田委員の 議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。

(「なし」という声あり)

菊入会長

ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

菊入会長

以上で、議事は全て終わりましたので、第10回深川市農業委員会総会を終了します。